

<お問合せ先>
 中部運輸局 自動車交通部 旅客第一課
 担当：小松田、小坂井、酒井
 TEL 052-952-8035

同時発表：静岡県政記者クラブ、福井県政記者クラブ

新しい貸切バスの運賃・料金を公示しました

1. 運賃・料金見直しの背景

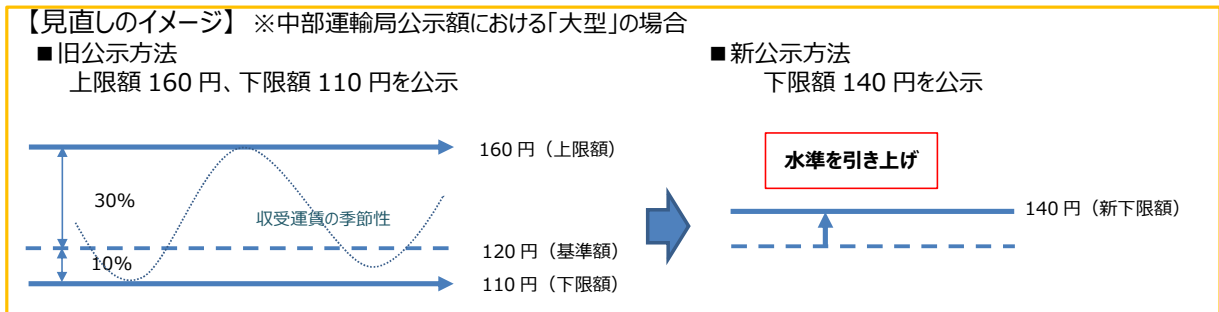
現在の貸切バスの運賃・料金は、貸切バス事業者が適切に安全への投資を行えるようにすることを目的として、平成26年に導入されましたが、それ以降見直しが行われていませんでした。

昨今の人件費や燃料費等のコストが上昇していることから、これを運賃・料金に反映させ、貸切バス事業者の収入基盤の改善を図ることとし、本日新たな貸切バスの運賃・料金を公示しました。

これにより、貸切バス事業者によるドライバーの待遇改善や、さらなる安全への投資に向けた取り組みの着実な推進が期待されます。

見直しの概要

公示方法を見直し、上限額及び下限額の幅を公示する方法から、下限額のみを公示する方法に変更するほか、上限額の届出を不要とする。



2. 新運賃公示額 (中部運輸局)

距離：1km 当たりの単価 時間：1 時間当たりの単価

	旧下限額		新下限額		※車種区分の定義
	距離	時間	距離	時間	
大型	110	5,310	140	6,820	大型…車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上
中型	90	4,480	120	5,760	中型…大型車、小型車以外のもの
小型	80	3,850	100	4,940	小型…車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

【実勢値上率】 26% ※旧下限額から新下限額への値上率 (旧基準額からの値上率は16%)
 (大型車における運行 走行距離：190km 時間：5 時間で計算した場合の値上率)

3. 今後のスケジュール

貸切バス事業者には運賃・料金の変更届出の提出を求めるとしてあり、各貸切バス事業者の届出により、8月25日から10月1日までに順次新たな運賃・料金が適用されます。

なお、経過措置として、新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、従前の運賃・料金による額を適用することができます。